

過去の登録等の審査における主な論点等

1. 過去の登録の審査で特に論点となった主な事項

金融商品取引業者

- 業務内容の確認及び適確に業務を遂行するための人的構成・体制の確保について
 - ・ まずは行おうとする業務内容が明らかであるか。
 - ・ その上で、業務内容^(※)に応じて、投資者保護等の観点から適確に業務を遂行するための人材が確保されているか。

(※) 例えば、個人投資家を対象とする場合や自社で開発したシステムを使ったサービス提供を行う場合など、その特性に応じた人員が必要となる。

前払式支払手段発行者（第三者型）

- スキーム、有効期限、有償・無償の区分等の業務内容、業務体制や社内規程の整備状況。
- システム管理及び外部委託先の管理について
 - ・ システム管理について、システム管理の責任部署を明確化し、システム管理体制が有効に機能しているか、社内規程やシステムリスク管理の基本方針の整備状況等。
 - ・ また、外部委託先の管理について、利用者に関する情報管理が適切に行われているか、情報漏えい事故等が発生した場合に迅速に発行者に報告される体制となっているか等、発行者の選定基準に基づき評価、検討のうえ、選定しているか。

資金移動業者

- 資金移動業者が行う「為替取引」については、平成 13 年の最高裁決定^(※)により判示されているが、各事業者によって提供されるサービスの内容は様々であり、どのようなサービスが「為替取引」に該当するかを一義的に画することが困難であることから、個別に審査・検証する必要。

(※) 「為替取引を行うこと」とは、顧客から、隔地者間で直接現金を輸送せずに資金を移動する仕組みを利用して資金を移動することを内容とする依頼を受けて、これを引き受けること、又はこれを引き受けて遂行することをいうと解するのが相当である。」（最三小決平成 13 年 3 月 12 日刑集 55 卷 2 号 97 頁）

- 必要な財産的基礎が確保されているか。

少額短期保険業者

- 業務内容の確認及び的確に業務を遂行するための人的構成・体制が確保されているか。
- 商品審査において、販売しようとする保険商品の内容が、登録拒否要件（契約者保護、公平性、公序良俗、過大な引受、平明化）に照らして問題ないか。
- 主要株主において、申請者の経営の安定性を損なうおそれがないか。

2. 過去に審査期間が長期化したケース（例）

- 外部専門家（コンサル会社等）に申請書類の作成を依頼しており、自らがその内容について責任をもって説明できないケース
- 適確・的確に業務を遂行するため法令等で求められている人材・体制が確保できない（又は確保が図られていることが疎明できない）ケース
- 関係法令を十分に理解している者が確保されておらず、自らの問題点・課題等への理解が乏しいケース
- 申請書類の作成・補正に時間を要するケース
- 規程の整備が十分ではなく、審査や補正に時間がかかるケース
- 審査の過程で規程や定款の変更が必要となるケースで、取締役会や株主総会の議決が必要とされるケース
- ビジネス上、システムが重要な役割を果たす場合であって、基幹システム管理を外部委託しており、システム管理に対する認識が希薄なケース（例えば、サーバ型前払式支払手段発行者など）
- 相談者から提示されたスキームに係る法令上の業への該当性について、相談者と当局間での認識共有まで、時間がかかるケース（例えば、資金移動業の登録に際し、各事業者によって提供されるサービスの内容は様々であり、どのようなサービスが「為替取引」に該当するかを一義的に画することが困難であるため、相談者と当局との間で認識が一致するのに時間を要する場合など）

(参考) 過去の免許の審査で特に論点となった主な事項

銀行

- ビジネスモデルや経営管理（ガバナンス）態勢の整備状況等。
- 事業開始後三事業年度を経過するまでに当期利益が見込まれるかどうかを含め、事業計画（営業計画、資本計画等）を検証するなど、安定した収益、財務基盤の確保がなされるか。
- 外国銀行支店を設置する場合には、グループ間の他の拠点への資金運用に過度に依拠することがないかなどの資金調達・運用ルート。

保険会社

- ビジネスモデルや経営管理（ガバナンス）態勢の整備状況等。
- 事業開始後十事業年度（生保）又は五事業年度（損保）を経過するまでに当期利益が見込まれるかどうかを含め、事業計画（営業計画、資本計画等）を検証するなど、安定した収益、財務基盤の確保がなされるか。
- 商品内容について、契約者保護に欠けるおそれはないか。また、保険料率について、合理的かつ妥当であり、不当に差別的なものとなっていないか。